

情報通信審議会 電気通信事業政策部会  
接続政策委員会（第25回）議事概要

日時 平成27年4月7日（火）17:00～19:00

場所 総務省11階 第3特別会議室

参加者 接続政策委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、池田委員、  
佐藤委員、関口委員、森川委員、山下委員  
事務局 吉良総合通信基盤局長、吉田電気通信事業部長、  
(総務省) 高橋総務課長、吉田事業政策課長、  
竹村料金サービス課長、片桐料金サービス課企画官  
大澤料金サービス課課長補佐、  
清重料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- (1) 「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方」について
- 事務局から資料1及び2について説明を行った後、質疑応答を実施した。
- (2) 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方」について
- 事務局から資料3及び4について説明を行った後、質疑応答を実施した。

【主な発言等】

- (1) 「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方」について

<長期増分費用方式の適用について>

○関口委員

長期増分費用方式はこれまで透明性の確保や効率化に貢献してきた。資料2の5ページ以降は、他事業者の接続料にとって長期増分費用方式を用いたNTT東西の接続料がベンチマークのようになっており、事業者間接続料の中で大きな役割を果たしている実態がよく分かるものであると思う。現時点で、具体的にこの方式に代わるものがあるかという問いかけに対して、明確な答えがない中で、長期増分費用方式がこれまで果たしてきた役割を認識しておくことは必要。

○相田委員

4ページでは、引き続き次期接続料算定には、長期増分費用方式を適用すべきかどうかの択一的なものになっている。一方、42ページの今後の在り方については、ビル&キープ等の検討が示唆されているが（平成26年情通審答申）、結局、平成28年度以降に採用可能なオプションとしては、どのようなものがあり得るのか明確に

して欲しい。

#### ○事務局

平成 28 年度から適用する接続料算定方式は、手続き等を踏まえれば夏までに固める必要があり、4 ページではヒアリングにおける事業者意見を踏まえて、択一的なものになっており、例えば、どういったモデルを適用すべきかなど、具体的な算定方式をこの場で検討いただければと思う。42 ページの今後の在り方については、平成 28 年度ではなく、もう少し先の将来を見据えて、今後の議論の在り方としてどうあるべきかを議論いただきたい。

#### ○山下委員

4 ページの主な論点（2）の「長期増分費用方式の運用の在り方」で挙げられている運用の効率化について、具体的に何をどのようにすることが効率化と考えているか。

#### ○事務局

あくまで一例であるが、5 ページに示しているとおり、現在、長期増分費用方式に係る接続料制度の運用は非常に慎重に行われているが、制度導入から 15 年間運用されてきた中で制度の安定性が十分確保されていると考えられれば、例えば接続料規則の別表に規定されている接続料算定に用いる入力値を告示化する等により合理化することが考えられる。

※ 接続料に用いる入力値は長期増分費用モデル研究会において、専門的な見知から十分に審査され決定されているものであるが、現状では、この入力値を接続料規則に反映させるために更に情報通信行政・郵政行政審議会に諮問し再度調査・検討を行っている。

#### ○東海主査

長期増分費用方式の接続料制度は手順をきちんと踏んで真摯に運用されてきている。ただし、制度開始から長い時間が経過し多くの人に理解され、かつ、関係事業者も参加しながら運用している中では、もう少し行政手続きを簡略化できる部分もあるのではないかという問いかけであると理解している。もしそれが可能であるとなれば、他の具体的な効率化の案も含めて、その是非を判断したいと思う。

<長期増分費用方式の適用に当たって用いるモデルについて>

#### ○佐藤委員

9 ページの I P モデルと改良モデルの比較について、今後の接続料原価は I P モデルのケース A と改良モデルでは一貫して低廉化しているが、接続料では例えば、改良モデルで見ると、今後 3 年間で現状に比べて 1 円程度上昇してしまう。今後ど

のモデルを用いるかの議論をする中で、これだけ接続料が上昇する状況は厳しいなというのが本音である。12 ページの現行モデルの見直し内容をみると「スコーチド・ノードの仮定」の見直しは効果が不透明であるため見直さないこととしたとあるが、実際のNTT東西の局舎は集約等でこの15年間で相当効率化してきている中で、モデルではこのような現実的な効率化は既になされているという理解で良いか。モデルの局舎位置や数の効率化がどこまでできているのかを教えて欲しい。

#### ○事務局

モデルにおける局舎位置や数は昔から変わっていない。今回の「スコーチド・ノードの仮定」の見直しの議論は、収容回線数の非常に少ない局舎であれば、隣接局にその機能を集約し局舎を統合し効率化を図ることを検討してきたが、現行モデルはアクセス回線がメタルであることを前提としているために、局舎からの距離が相当程度長くなった場合にはリピータ等新たに必要となる装置が増える。メタルのアクセス回線を前提とする以上は、コスト効率化が明確ではないため、「スコーチド・ノードの仮定」の見直しは難しいというのが長期増分費用モデル研究会の一つの結論。

#### ○酒井主査代理

接続料算定方式については、以前からNTT東西は実際費用方式、接続事業者は長期増分費用方式を主張しているが、長期増分費用方式が最適であると思っている人はおらず、接続料を抑えられ、かつ透明性が確保されているから採用されているものと思っている。仮に、この方式が理想的なものであるならば、実際費用がLRICよりも低くなることは原理的に間違っているのではないか。IPモデルでも、絶対にあり得ないIP網を作ろうとして、例えば現状で存在しないものであっても、頭の中では妙なIP網を構築するところなるといったようなもので作られている。将来的にはモデルを作ることが本当に正しいものかどうか今一度考える必要があると思っている。

#### ○佐藤委員

次期モデルについて、ここでは平成28年度以降そのモデルを使うか問いかけられているが、まだまだIPモデルでは議論する必要がある課題が残っている。そのため、平成28年度以降どのモデルにするかに加えて、ここで示されている課題について優先順位を付けてどのように対応していくかを検討する必要がある。

#### ○相田委員

資料2の1ページのNTT東西からの回答にあるとおり、NGNのコストが安い最大の理由はルータ等ネットワーク全体をデータ系と共用しているため。そう考えると、PSTNのトラフィックのみを扱う仮想ネットワークでは、最も効率的なネ

ットワークにはなり得ないため、次のステップとしては、IPのトラフィックと設備を共用した一体型の仮想ネットワークとなると思うが、例えば、NGNでメタル収容した場合にどのような設備になるのかなど、現状では次のステップの先が見えていない。NTT東西には早く先のビジョンを示してもらいたい。

#### <NGN接続料との関係（加重平均方式の導入）について>

##### ○関口委員

携帯事業者が音声通信方式を変えた時に、資料2の3ページにあるとおり、2G・3Gのように異なる技術を合算して接続料を算定していることは、ひとつの先行事例としては参考になる。

##### ○東海主査

長期増分費用方式にしても実際費用方式にしても、電気通信事業法に規定されているとおり、コストに基づいた接続料を設定するという考え方の上に乗っかっているもの。コストの考え方は一般の企業の中でも様々で、全ての企業が会計の中で実際原価を用いているとは限らない。会計基準で許容されている範囲で、様々な手法がある中でコストという土台に基づいて、加重平均を用いるなどの妥協案が出ることはあり得ると思う。その点、議論は詰めなければならないと思うが、加重平均方式はある意味で接続料算定のいくつか手法の妥協点を見いだす現実的な手法の一つであると思う。

##### ○相田委員

携帯電話の音声通信方式である3G・4Gのように完全に代替性があり、（通信速度が異なるが）どちらに繋がっても利用者からすれば、ほとんど変わらないものに対して、PSTNとNGNでは利用者にとってのインターフェースがメタルか光かなど、現状ではまだ違いがあるように思う。

##### ○佐藤委員

コストと料金の関係を考えるのは難しい気がする。利用者は相手先のネットワークを意識せずに電話するため、たまたま繋がった先の技術によって接続料が異なることは不思議な感じがする。料金を設定する際は、距離帯別にする場合もあれば、一律同額にする場合もあり、コストと料金の関係は様々な考え方があるものであるため、一緒に合算することも含めて深く議論すべき課題かなとは思う。

##### ○酒井主査代理

加重平均について、PSTN接続料は下がる一方で、NGN接続料が上昇する点、PSTNからNGN等のIP網への移行を無理に留めることにならないか気になる。コストの高い技術から低い技術へ自然に移行することが正しい形のように思う。

<NTSコスト（き線点RT-GC間伝送路コスト）の扱いについて>

○相田委員

23 ページの主な論点の2つ目については、NTSコスト（き線点RT-GC間伝送路コスト）を接続料原価から控除し基本料原価に戻した際に、ユニバーサルサービス制度に係る補填対象額算定を「平均費用」を超える額に戻すことに伴うユニバーサルサービス料の上昇を、全ての事業者が自社の利用者に転嫁することを想定したものであるという理解で良いか。

○事務局

ご理解のとおり。

○相田委員

この委員会でNTSコストを接続料に算入すべきではないとの方向性を示したからといって、自動的にユニバーサルサービス制度に係る補填対象額算定が「平均費用+2σ」から「平均費用」を超える額に戻るわけではないと思うが。

○事務局

あくまで、現行のユニバーサルサービス制度の枠組みを変えないという前提にたった場合には、「平均費用」を超える額が補填対象額になるのではないかという主旨。見直した場合、必ずそうなるというものではない。

○東海主査

他の委員会等との関係もこの問題を議論する上では必要になってくる。ユニバーサルサービス制度が見直された場合には、こちらの議論も全然違う形になる可能性もあり、総合的に議論する必要があると思う。

○相田委員

NTSコストの扱いを見直す場合には、ユニバーサルサービス政策委員会との合同会合のようなところで、両委員会の意見のすり合わせが必要。

○事務局

仮にNTSコストを接続料原価から控除するという方針になった場合には、現行のユニバーサルサービス制度の枠組みを前提とすると、ご指摘のとおり、他の委員会とのすり合わせが必要になると考えている。

○酒井主査代理

過去にNTSコストを接続料原価に算入した時にもユニバーサルサービス政策委員会との合同会合を開催したと記憶している。今回も、仮に接続料原価から控除

する場合には意見の食い違いを避けるために合同会合が必要。

#### ○山下委員

接続料原価に算入されているNTSコストは、接続料の約2割を占めており、決して小さいものではないと思う。折角、このように今後の方針を議論できる機会なので、私としては「当分の間の措置」の期間は既に過ぎているという考えで、接続料原価から控除することが適当と思う。

#### ○佐藤委員

1番号あたりのユニバーサルサービス料が低廉化しているということは、ユニバーサルサービス対象のコストが下がるか、電気通信番号数が増えるかであると思うが、電気通信番号数の増加状況がどの程度なのか、それによりユニバーサルサービス料は低廉化する方向にあるものなのか、もしデータがあれば教えて欲しい。

#### ○事務局

精緻に計算してはいないが、電気通信番号数は今後も増加が見込まれ、また、ユニバーサルサービスに係る維持コストも効率化が図られているものの、現時点で「平均費用」を超える額を試算した場合でも、ユニバーサルサービス料の過去最高額である8円と同程度か、あるいは若干高い水準になるのではと考えている。

#### ○東海主査

これまで、NTSコストは接続料と基本料の原価を行ったり来たりさせているため、この議論は大変悩ましいもの。「当分の間の措置」しているため、この期間はもう過ぎたという考え方も可能とは思いますが、当委員会でするようにすることが適当であるとの結論に至ったとしても、当然ながらユニバーサルサービス制度に大きな影響を与えることになる。ユニバーサルサービス料が低廉化しているから良いという話とは少し異なり、ユニバーサルサービスに係るコストとしてどの程度負担可能かも同時に議論していかなければならない。

#### ○関口委員

NTSコストは本来的にはユニバーサルサービスの対象コストであるが、ユニバーサルサービス側の負担感を考慮して、接続料で広く事業者が負担するという流れから現状のようになったという経緯がある。ユニバーサルサービス料の利用者転嫁が当然のようにになっている状況では、接続料原価から控除するにしても、かつての議論からどのように状況が変化したのかも含めて議論が必要。

#### ○相田委員

制度としてかなり複雑な状況になっており、「当分の間」はすでに過ぎているた

め、今回可能であれば本来の在るべき形に戻したいという方向性を示して、ユニバーサルサービス政策委員会との意見交換の場を設ける必要がある。その結果を踏まえて、最終的にどのような結論を出すべきではないか。

#### ○東海主査

ユニバーサルサービス料は利用者が負担するものとはしておらず、本来はNTT東西のユニバーサルサービス設備と接続する事業者が皆で、あまねく電話のネットワークを維持していくものであると整理されたと理解している。また、事業者間接続料での負担については、利用者料金との関係を議論することは難しいが、最終的には利用者料金に波及する可能性があることも十分認識する必要がある。この問題に対して、大きな課題意識を持ってこれまで議論してきた中で現行の制度があるため、今回の問題提起を接続政策委員会として受け止めていかなければならないし、他の課題との整理がきちんとできるかどうかも十二分に議論を深める必要がある。

#### <東西均一接続料の扱いについて>

#### ○佐藤委員

経済原則の観点からは、東西で会社が分かれていて、コストがそれぞれ異なれば、料金も異なることが基本。ただし、東西別接続料では、西日本（あるいは東日本）のみで事業をしている会社にとって、それによって利害が出る可能性がある。また、利用者については、東西の接続料が変わることで、一部地域に何らかの料金格差が生じることに合理性があるかどうか。その格差を接続料で均一にするべきものなのか、あるいは、ユニバーサルサービス制度等の何か別の方法で補うべきか。ユニバーサルサービス制度を導入したアメリカの例で言うと、コストベースの競争を認める一方で、地域の利用者料金格差等に対してはユニバーサルサービス制度で対応するといった施策であった。このような議論をするか、あるいは、格差があるため均一料金とするというものでは、その程度の格差であれば許容されるか明確でないため、この程度なら認められる等何かどこかで議論するのかなと思う。ただちにこの場で議論すべきというわけではないが。

#### <新たな算定方式の適用期間について>

#### ○森川委員

39 ページの適用期間については、これまでの流れから言うと、今後IP電話など他のコミュニケーション手段が更に普及し、急激な環境変化が起こる可能性もあり得ると思っている。そのため、適用期間は3年間固定とするのではなく、何かその急激な変化があった時のために裁量の余地を残して置くことは必要だと思う。

#### ○東海主査

これまでの適用期間の3年間は、事業者の将来の予見性を確保するためのもので

あり、決して固定的に3年間としていたわけではないと認識している。環境変化が起これば、例えば1年間で変更することも可能との含みを持ったものであったと思う。

○事務局

例えば、現行の適用期間は平成25年度から27年度の3年間となっているが、平成24年答申では、適用期間内に算定方式の前提としている事項が大きく変化することが明確となった場合には、速やかな見直しに向けた検討を行うことが適当とされており、ご認識のとおりと考えている。

<今後の接続料算定の在り方について>

○佐藤委員

長期増分費用方式は競争の働かないボトルネック設備に対して、仮に競争状態であれば、どの程度のコストと料金になるかを見るものと考えてきたが、PSTNの需要が激減し終わりに向かうネットワークになってしまっている中、新しいネットワークの時代が変わってきており、ビル&キープ等も含め、海外の接続料に対する考え方も次のフェーズに入っている中では、どこかで改めて議論する場が必要。

**(2)「加入光ファイバに係る接続制度の在り方」について**

<総論（接続事業者の参入を容易にするための更なる措置について）>

○山下委員

一点確認したい。光配線区画の見直しについては、既に済んだ話と考えて議論を進めるのか、これからも光配線区画の統合が進むと期待しながら議論を進めるのか。

○事務局

参考資料6を御覧いただきたい。平成24年の情郵審第二次答申後、既存の光配線区画を統合するという取組が行われており、その実績は御覧のとおり。今後については、先ほど御紹介した参考資料21に記載のとおり、例えば、各社から言及された見直し案として、「その他加入ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方」についての1点目のように、NTT東西において引き続き光配線区画の統合を進めてもらいたいという接続事業者からの意見もあったので、こうした意見を加味していただきながら、議論を進めていただきたい。

○山下委員

接続事業者がそうおっしゃっても、NTT東西はもうこれ以上はできないとおっしゃっていたかと思うが、そうであれば、どのように統合を進めるのか、具体的な

方策があるのだろうか」と疑問に思う。

○事務局

NTT東西のプレゼンの中では、全く統合ができないとは述べられていなかったと思う。今後も可能なものについては統合を継続するという御説明をされていたので、全く今後やらないということを表示されたということではないと思っている。

○相田委員

どのような状況になるまで光配線区画の統合を進めるべきというようなことは、第二次答申に向けた前回の議論の中で検討しているか。統合できそうな区画があれば統合するというだけでなく、一区画当たりのマンションを除く一戸建ての世帯が何戸以上になるというような目標がないと、あまり実効が上がらないのではないか。

○事務局

参考資料5の第二次答申を御覧頂きたい。端的に申し上げれば、第二次答申の中で目標は定めていない。では、何が書いてあるかということ、NTT東西から提案された光配線区画の統合によって潜在的な利用者が増えるので、他事業者が光ファイバを借りる場合に「収容率を高めやすくなるという意味で、競争阻害要因の解消に向けた本質的な対応である」と評価した上で、当時議論されていた接続料の算定方法を見送り、光配線区画の統合を進めることが適当というような答申であったと理解している。

○相田委員

戸数が過小かどうかを誰がどう判断するかということだが、基本的には現時点の枠組みでは、戸数が過小かどうかの判断はNTT東西に任されているという理解でよいか。

○東海主査

先ほどの山下委員の御質問と同様に事務局で状況を調べていただき、それを前提に次回この問題についても少し議論していただきたい。

<総論（OSUの共用について）>

○酒井主査代理

資料3-1の6ページに私の発言があるが、私の意図としては、ネットワークの主端末回線の需要効率が一番高くなるのは間違いなく昔でいうOSU共用方式なのに、接続事業者から全く要求が出なくなっているのは、サービス卸ができたからなのか、という言い方をしたように思う。素直に利用効率だけを考えたらOSU共

用方式が一番いい。実際は振分装置の値段などもあるかもしれないが、そのような前提も多少あるのではないかという思いで発言した。

○東海主査代理

今の御発言に関連して、以前に議論した際に、このOSUの問題については対比しながら、整理した記憶がある。今回はこの問題を議論する際に、当時のものを整理しながら議論を進めるということはあまり考えていないのか。

○事務局

当時指摘された課題には、当然応えていく必要があると思っている。

○東海主査代理

当時採用した方向性には根拠があるが、現在は環境が変わり、サービス卸も始まった中で、そのような議論がどう変わるのか、その当たりも少し歴史を含めて整理していただければと思う。

○酒井主査代理

あまり逆戻りする必要はないとは思いますが、昔OSU共用方式の採用を見送った理由が、技術的には難しいということだったと思うが、サービス卸の開始により、実現できてしまっているのではないかという思いはある。

<総論（「サービス卸」との関係について）>

○池田委員

資料3-1の6ページで、この接続政策委員会で今後検討していくに当たって、電気通信事業者にとって自己設置、卸に加えて接続という選択肢を有効に機能させるために、選択肢の1つとしてこの3つをバランスよく機能させるのがFTTH市場における競争の前提として必要ではないかという論点が示されており、この点については、自己設置、卸、接続という3つのバランスをうまく保っていくことが必要と考えている。

前回の事業者ヒアリングで、卸料金と接続料金との関係について、少し問題意識を持ったので質問させていただいた。DSL事業者協議会の資料の中で、NTT東西の收容率をベースに卸料金を安く設定することで、收容率の低い後発事業者が接続での参入が困難になるような卸料金になるのではないかという御懸念があった。これについては、関口委員もヒアリングの場で御指摘下さったように、また、先ほどの事務局の説明にもあったとおり、サービス卸ガイドラインの中で、卸料金の下限としては、NTT東西の收容率を前提としたコストが下限になるということが担保されているという説明があった。

私が専門とする独占禁止法の観点からも、不当廉売になるかどうか、競争を害す

るような安売りになるかどうかというのは、値段をつけている事業者から見て違法な行為であるか否かを自分自身で判断できなければならないので、NTT東西の收容率を勘案した接続料を前提に卸料金を設定すること自体は違法と問えない。

ただし、DSL事業者協議会の御懸念ももつともだと思っている。事務局の参考資料14で説明いただいたサービス卸の料金と接続料の関係の図にあるように、新規参入をしようとする事業者の観点からすると、サービス卸か接続かという選択肢があるが、その新規参入者の收容率を前提とした利用者当たりの接続料相当額が、現状ではなかなか收容率が向上しないという環境にある中で、NTT東西と比べるとコストが高くなり、図にあるように、新規参入者の收容率を前提とした利用者1人当たりの接続料相当額が、サービス卸の料金よりも上回ってしまう状況が十分考えられる。

そうすると、新規参入者の合理的な選択としては、サービス卸を選ぶということになり、競争政策上、今ソネットが提供しているような高速なサービスであるとか、事業者ヒアリングで出たような地方のニーズに合ったサービスであるとか、サービスの多様性がなくなるので、参考資料14で事務局に整理していただいたように、サービス卸の料金がNTT東西の利用者当たりの接続料を下回らなかったとしても、新規参入者にとってはこの逆転現象が起こり得るということであり、「接続」の形態による新規参入を思いとどまらせる効果があると考えている。また、接続料については認可制度が採用されているので、我々が知恵を絞る必要があるのではないかと考えている。

<総論（「接続事業者の参入を容易にするための更なる措置」及び「加入光ファイバに係る接続料の今後の上昇の見込み」について）>

○佐藤委員

資料3-1の4ページに、光配線区画とエントリーメニューについて、どう評価するかという論点がある。この点については、政策目標があって政策を色々と実行しているが、接続でもっと競争の状況を作ろうとして光配線区画を見直したのだと思うが、やはり現段階で取組の結果を見ると、或いは事業者の意見を広く聞いてみると、思ったような成果が上がっていないと私は感じている。

併せて、参考資料2を見ると、超高速ブロードバンドの基盤に関する競争をもっと促進しなさいとあり、競争が足りないということを前提に答申が出ていて、その中で加入光ファイバの接続制度の在り方について検討してほしいということであるから、やはり全体的な大きな流れとしては、競争が足りないので、今までの取組に付け加えてもう一つ競争促進のための政策を検討してほしいということだと理解している。

更に、加入光ファイバの接続料が上がっていくという状況が、追い打ちをかけて競争環境を厳しくしており、その意味では過去議論したときには、競争しやすいような政策を検討して下さいと言わなかった事業者が、今回は結構心配してもっと競

争できるような環境を作ってくださいと主張しているように聞こえる。それはやはり、背景として加入光ファイバの接続料が今後上がっていくという状況になっているからだと思う。接続料が来年、再来年どういう方向になるかという点は、どこに記載されているか。

○事務局

参考資料15を御覧頂きたい。平成27年度の接続料については、資料中の2,929円が補正申請の内容であり、御指摘のように上がっている。

○佐藤委員

来年、再来年と接続料が上昇していくという見方でよろしいのか。

○事務局

参考資料15の、平成26年度、27年度、28年度に黒い点線があるが、これは平成26年度の当初の段階で3年間を見越して、将来原価方式で認可をした接続料の金額を示している。では、平成27年度がなぜ上がったのかというと、2,781円の認可料金の乖離額調整を行ったためであり、平成28年度の分は、2,755円という料金を平成26年度時点でひとまず認可しているが、この部分にも乖離額調整が入ってくるので、上がりも下がりも当然するが、乖離額調整が来年度行われるということである。

○佐藤委員

参考資料16で、NTT東西にはどうしようもないが、世の中の株価が今相当上がっており、その分で接続料が値上がっている。今の経済がしばらく急に悪くなることのない見込の中で、接続料金に対する影響が心配である。これは数字を見ればわかるのか。

○事務局

今年の接続料がなぜ上昇したかは、参考資料15の算定式にあるように、接続料原価のうち、自己資本費用が上がり、乖離額調整を行ったということである。では、自己資本費用がなぜ上昇したかというのが、参考資料16に記載されている。自己資本費用の算定に使われている自己資本利益率が上昇したということであり、表の下に平成27年度適用値3.41%というのがあるが、本年度の接続料は、この値を使って接続料が算定されている。平成26年度適用値は2.65%。これらはどうやって計算されているかというと、3.41%は平成23年度、24年度、25年度の平均値を使っている。28年度はどうなるかというと、平成24年度、25年度、26年度の平均値がとられるので、本年度については平成25年度の主要企業の自己資本利益率8.16%が効いてきているわけだが、平成26年度のこれに相当する数字がどうなるかということ等次第で上昇するかどうかが決まることになる。

○佐藤委員

最後の確認だが、そういう意味では、今回、主要企業の自己資本利益率が8.16%に上がっているが、次年度も同じであれば、平成23年度自己資本利益率3.39%が8.16%に置き換わって3年分で平均するとかなり上がるということか。

○事務局

おっしゃるとおり。

○佐藤委員

加入光ファイバの接続料が今後上がっていくという状況になっているのは、やはり競争上の大きな心配である。

○東海主査

佐藤先生のコメントは、大変参考になった。結果的に、だからこそ接続料算定についてどうあるべきかというのは、次回少し資料を提示していただいて御説明いただき議論するということであろう。

<総論（接続事業者の参入を容易にするための更なる措置について）>

○森川委員

一点目は、接続政策委員会の議論に関わらない点であるが、資料3-1の2ページの事業者からの意見にある、加入光ファイバ以外についても検討が必要という点について、これはサービスがないことが一番大きな問題であり、サービスを作っていかななくてはいけない。例えば、厚労省の医療制度の問題を少し刺激して、光ファイバを普及させるというやり方もあり得なくはない。他の省庁にも働きかけて、光ファイバの普及につなげていただきたい。こちらは接続政策委員会の議論とは関係ない。

二点目は、資料3-1の5ページに関係する。これから接続料の検討をしていくわけだが、事業者等の主な意見の中で、NTT東西やケイ・オプティコム的主張ももっともだと思っている。モラルハザードを起こさないような設計を考えていくべきだと思っている。また、接続料が上がらないように乖離額調整のところも、何かしら考えていくことができればいいと思っている。

○東海主査

最初の方の話は、申し訳ないが、まさに御指摘のとおりである。電気通信事業だけではなくて、日本の国の経済全体の問題として光をどうするかということについて、色々議論を進めていくことは、おそらく政府としてはやっていると思うが、もっと発展的なことを議論していただくことを期待するというところだろうと思う。

資料3-1の5ページのところで、御指摘いただいたNTT東西とケイ・オプテ

イコムから示されている、加入光ファイバの費用負担の見直しは実施すべきではないという御意見について、事務局から少しコメントを加えていただきたい。

#### ○事務局

参考資料18をご覧ください。まずNTT東西は、既に6事業者が光ファイバを利用した戸建て向けF T T Hサービスに参入しており、参入のための環境は調っているから、F T T Hに参入するか否かは、参入意欲の問題であると主張している。また、光単独での競争というよりも、ネットワークの外部で起こるような競争も含めて、トータルでのサービスの競争を進展させていくという中で、光ファイバの接続料の見直しだけでは新たな需要の創出はできないということで、光ファイバの費用の一部又は全部を芯線単位から利用者単位の負担に見直すことは実施すべきではない、というような御意見である。

ケイ・オプティコムは、2番目と4番目の○にあるように、参入時の利用可能な選択肢が用意されていること、接続料が著しく低廉化していること、それから参入を容易にするための措置が講じられているということで、環境は十分に整備されているという御意見である。

#### ○佐藤委員

そもそもの政策は、もっと光アクセス、接続が使いやすい状況を作って、合理的な料金で競争相手が入って健全な競争が成り立つようにしたいということであったと思う。しかし、収容率を高めないと新規事業者は参入できないので、光配線区画を見直したが、なかなか成果を出せなかったということだと思う。そうすると、やはりもう一度原点に戻って、もちろんモラルハザードを引き起こす料金設定や不当な料金設定はできないと思うが、コストの発生態様を見て、きちっとした合理的なコストと料金を含めての見直しが必要だと考える。他にも見直すべき点があれば、併せて検討できると思う。

#### <総論（「サービス卸」との関係）について>

##### ○酒井主査代理

参考資料14で、池田委員が御指摘のように、確かに一番左側はNTT東西の平均収容率である3.5で割るとこのような料金になり、サービス卸についてはよくわからないが、このようになるかも知れないということであった。右側は、接続事業者の平均収容率が1.5だとすると、卸料金に比べて利用者当たりコストが高くなるかもしれないが、NTT東西から見ると、サービス卸の料金は、自社の利用者当たりの接続料相当額より高いので、違反ではないという御指摘であった。一番問題なのは、右側は、確かに収容率が1.5のままであると、サービス卸の料金よりも利用者当たりの接続料相当額が高くなってしまう可能性があるが、収容率が1.5のままであるならば、接続を利用しない方がよいということになってしまう点である。過渡

期は別として、最終的に収容率が上がらないと意味が無い。収容率が1.5のままであるのであれば、それは使わない方がむしろ正しいかもしれない。したがって、時間軸も含めてどういう解を出すのかという議論が必要だと思う。

#### ○関口委員

酒井委員の御指摘の点について、左2つを比べたときには、サービス卸ガイドラインどおりだから問題ないという一方で、右側は、競争政策上、接続料との関係が他事業者の収容率と混じっているという、やや難しいフェーズになっている。これまでの競争政策を考えていくときのキーワードとしては、設備競争とサービス競争のバランスを取っていくということであったと思う。その中で、設備競争により重きを置いてきたように思う。設備事業者が資本回収できるような保証がないと設備競争が行われず、設備競争が行われない産業は衰退していくから、そのことについても配慮していくことが必要。

その点では、森川委員の御指摘のようにサービスにもう少しウエイトを置かなければいけないと思うが、一方、昨年12月の情通審答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」の中で、IoTの時代にマッチするようNGNの開放であったり、様々な規制緩和であったり、事業者が電気通信市場に参入できるよう総務省としては最大限の配慮をしており、この点についてはこれから広がっていくという期待はある。

その意味で、今後どうすべきかを考えると、設備事業者の設備投資意欲を削ぐような方策をとることには、やはり慎重にならなければならない。その一方で、右側の参入してくる人たちが、既存の設備をもってして、やっと3.5にたどりついたNTT東西にすぐキャッチアップできるのかという点も、やはり考えなければいけない。今までの施策の中で、エントリーメニューについてはテストランに1社だけ参加したが、実際には1社も利用していない。光配線区画についても本来、NTT東西が自社の目的のために構築したネットワークであるため、他社が参入するとき、それを全て受け入れられない部分もあることから、今後ネットワークを構築するときには最大限、そのようなことについても配慮することが必要。また、御指摘はごもっともだと思うが、光配線区画の情報提供についても随分バグが多いというようなトラブルもある。基本的にNTT東西に前向きな気持ちがあったとしても、劇的にそれが解決策になってきたかと問われれば、そうではないという現実がある。そうしてみると、左側は問題ないとしても、分母3.5を前提としたサービス卸を視野におけるような水準である接続料であるのかということは、我々が取り組まなければならない課題だと思っている。

設備事業者側が資本回収できないようなことは配慮しなければならないし、もはや参入意欲の問題だろうという意見もあるかもしれないが、その一方で、スーパージャイアントが8分の3.5しかとれなかったという現実を踏まえ、具体的に小さな事業者が、すぐキャッチアップできるはずもないという御指摘ももっともであると

思う。

○佐藤委員

独禁法的な発想でいうと、プライススキーズが起こるといけないのと、スタックテストやインキュベーションテストが適切に機能していないと競争が成り立たないということだと思う。ただ難しいのは、参考資料14の下の図で、新規参入事業者の利用者当たり接続料相当額を考えると、1.5で割るのか、2で割るのかという点。8分岐にしているので、利用者当たり接続料相当額が実にわかりにくい。酒井先生の御指摘もごもっともで、初めから2も3もとれないから、参入したらまず1から始まって、2、3と時間をかけて顧客を増やしていくということであろう。かといって、参入時に厳しいと参入できないし、あまり優遇すると今まで努力してきた事業者との関係で良いのかという論点も出てくるので、時間という御指摘があった。1から2、3に行くようなことは、8分岐になったおかげで常に色々議論が起こって、料金を作るときに配賦はできるが、8分岐のうち、1人目2人目3人目のユーザに対してそれぞれどのような料金をつけるか、難しい課題を与えられている。

○東海委員

この問題については、先ほど資料3-1の1ページでご覧いただいたように、今日は総論のところだけご説明いただいて、我々が議論をすべき内容について、次回に資料をさらに加えて頂いて、議論を深めたいと思う。先ほど申し上げたとおり、今回は、加入光ファイバの方に少し時間をとって議論を進めることにしたい。

以上